

議 第 1 号 議 案

富士見市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市議会委員会条例（昭和53年条例第22号）の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和3年3月5日提出

富士見市議会議長 篠 田 剛 様

提出者 議会運営委員会委員長 関 野 兼太郎

提 案 理 由

富士見市行政組織が変更されることに伴い、富士見市議会委員会条例の一部を改正したいので、富士見市議会会議規則第13条第2項の規定により、この案を提出します。

富士見市議会委員会条例の一部を改正する条例

富士見市議会委員会条例（昭和53年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務の項所管事項の欄中「総務部、総合政策部、市民生活部、出納室」を「危機管理課、総務部、政策財務部、市民部、会計室」に改め、同表建設環境の項所管事項の欄中「自治振興部、まちづくり推進部、農業委員会及び建設部」を「協働推進部、経済環境部、都市整備部、建設部及び農業委員会」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。